

昭和 35 年 4 月 14 日医発第 293 号「医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について」新旧対照表

新	旧
医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について (昭和 35 年 4 月 14 日医発第 293 号) (最終改正令和 8 年 8 月 21 日医政発 0821 第 5 号) 各都道府県知事宛厚生省医務局長通知 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師（免許申請を除く）、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の免許、籍（名簿）訂正、登録の抹消（消除）並びに免許証の書換え及び再交付の申請手続については関係法令により定められているところであるが、各手続の事務処理の詳細については、別紙 <u>1、2、3</u> 取扱要領により処理されたく願います。 なお、別添 <u>1 の 1 から 1 の 3 まで及び 2 の 1 から 2 の 3 までの審査要領</u>についても、事務処理上の参考にご供されたい。	医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について (昭和 35 年 4 月 14 日医発第 293 号) (最終改正令和 2 年 12 月 25 日医政発 1225 第 17 号) 各都道府県知事宛厚生省医務局長通知 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師（免許申請を除く）、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の免許、籍（名簿）訂正、登録の抹消（消除）並びに免許証の書換え及び再交付の申請手続については関係法令により定められているところであるが、各手続の事務処理の詳細については、別紙取扱要領により処理されたく願います。 なお、別添 <u>1 及び 2</u> の審査要領についても、事務処理上の参考にご供されたい。